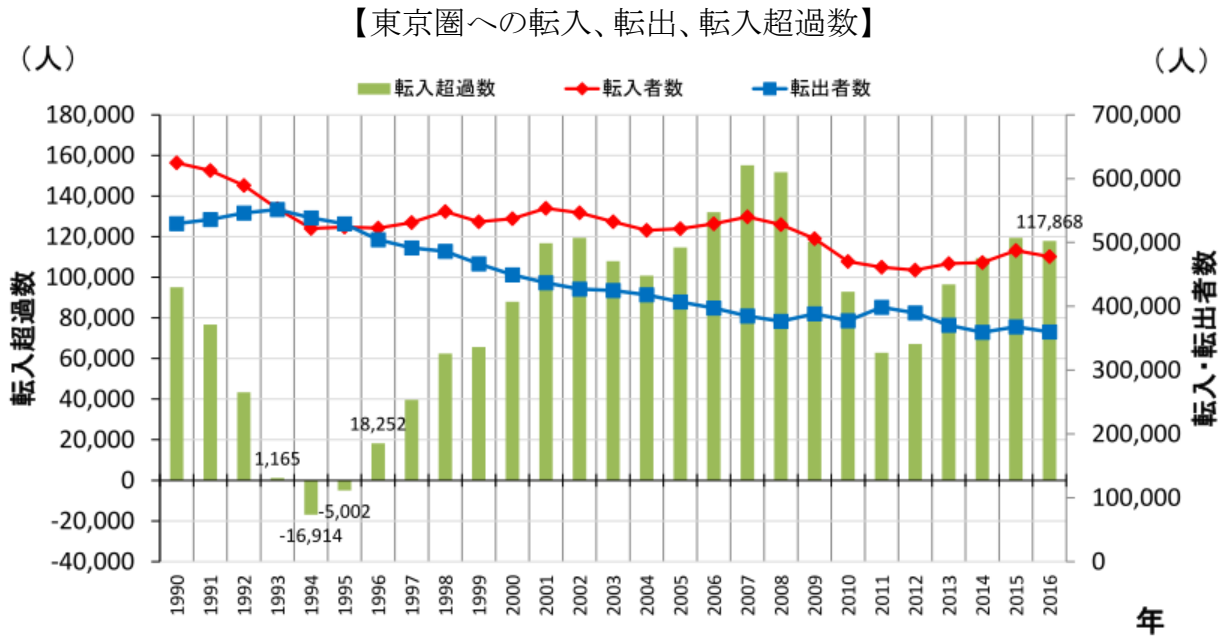


東京圏への転入、転出、転入超過数が示唆する 迫られる地方の教育環境整備



出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（日本人移動）

7

出所：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「東京一極集中の現状について」（平成 29 年 10 月 6 日）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/kpi_kenshouteam/h29-10-06-shiryu2.pdf

日本の人口減少に伴い、東京圏と地方との人口格差というものが問題になっている。2014 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方創生の名のもとに、様々な交付金や施策が実施されている。

その基本目標の一つは「地方への新しいひとの流れをつくる」であり、東京圏と地方の人口の転出入を均衡させるということが掲げられている。具体的な数値目標としては、「2020 年までに、東京圏から地方への転出を4万人増加」、「2020 年までに、地方から東京圏への転入を6万人減少」というものであった。

上のグラフは、東京圏への転入、東京圏からの転出、そしてその超過数についての 1990 年からの推移である。少子化ということもあり、転入・転出ともに 1990 年と比較すると減少はしているが、問題は転入超過数である。1990 年代の一時期を除いて、東京圏への転入超過となっており、その数は 10 万人を超えないことの方が珍しい。2014 年末の閣議決定後も、その数が減少する兆しはない。グラフでは 2016 年までの結果となっているが、2019 年1月 31 日に公表された最新の数値では、2018 年の東京圏への転入者が 530,124 人、東京圏からの転出者は 390,256 人、転入超過数は 139,868 人(2017 年の東京圏への転入超過数は 125,530 人)となっており、前述の 2020 年までの目標数値には転出者はともかく、転入者数は程遠い。

地方創生または地方活性化策の先進事例や成功事例は幾つも公表されているが、実際のところ、東京圏と地方の人口の転出入の均衡ということには、まだ結びついていないのが現状である。

この東京圏への転入超過数は15～24歳が圧倒的に多く、全体の約82%を占める。2016年では、転入超過数117,868人のうち、15～19歳が27,664人、20～24歳が68,883人となっている。このことは、東京圏へ転入するのは、大学への進学や大学卒業後の就職が契機となっており、雇用対策とともに教育対策の必要性を感じさせる結果となっている。

表面的な話では、その地方にある大学をいかに魅力的なものとし、内外の進学者をどのように呼び込むかという施策になる。これは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも地方大学等の活性化、地方創生に資する大学改革などと謳われている。さらに深堀すると、幼児教育、小・中・高等学校で、どのような教育特性を打ち出していくかということも含めて対応策を練る必要があるだろう。なぜなら、UIJ ターンなどで人を呼び込み、定住させるには、子どもの教育環境というものはその移住候補者の決断に大きな影響を与えるものだからである。また、その地方や地域の将来の担い手の第一候補はその場所に住んでいる、いわゆる地元の子ども達である。その子ども達に対し、どのような教育環境を整えるのかということは、その地方・地域の将来に大きな影響を及ぼすことは自明であり、重要な施策となる。福祉など他機関との複合や最新設備を導入した校舎、ICT・IOT 技術などを使った遠隔教育、英語や中国語教育など国際化への対応に特化したものなど、様々な方策が考えられる。

少子化の影響により、地方の小・中・高等学校は年々廃校が増えており、単純な数の需要や財政的な観点からは、新たな投資を自治体が行うことは簡単ではない状況ではある。しかしながら、既存の教育環境を再構築するにせよ、全く新しい環境を築くにしろ、リスクを取って進めなければならない情勢となっている。このまま何ら手を打つことなく、時間だけが経つようでは、地方の人口減少は歯止めがきかず、消滅する地方や地域が出てくるのは必然である。地方自治体の決断が迫られている。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。